

労政ちば

Topics

男女雇用機会均等法が変わります！・・・・・・・・・・雇用均等室
 労働相談は「千葉県労働相談センターへ」・・・・・・・・・・雇用労働課
 平成18年春季賃上げ要求・受結状況最終結果・・・・・・・・・・雇用労働課

pick up

ご存知ですか？ シルバー人材センター

シルバー人材センターの概要

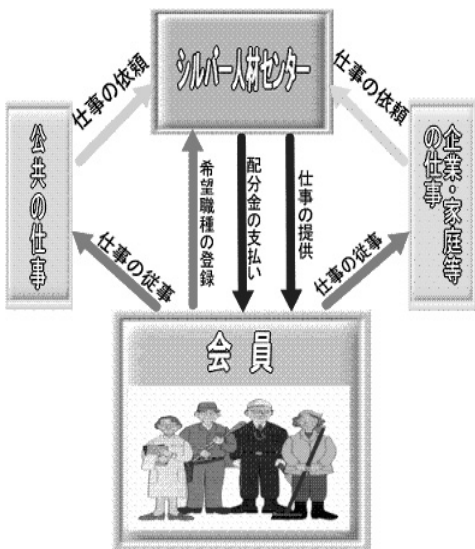
シルバー人材センターは、現役を引退した定年退職者等の高齢者が、「自主、自立、共働、共助」の理念のもとに、地域社会でその経験を生かしつつ、働くことを通じて生きがいを得るとともに社会に貢献することを主たる目的として、自主的に参加し、組織する社団法人等で高齢社会を支える公益性・公共性を有する団体です。

地域社会での日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を、家庭、民間企業、官公庁等から受託し、会員に希望や能力に応じて提供します。会員は、提供された仕事の内容と就業の実績に応じてシルバー人材センターから配分金（報酬）を受け取ります。

シニアワークプログラム（SP事業）

60歳代前半層を中心とする高齢求職者等を対象に、地域の事業主団体と公共職業安定機関との協力の下に、雇用を前提とした技能講習、合同面接会等を実施します。

平成17年度実施内容；技能講習（パソコン、造園、マンション管理員、警備業務、調理、賞状書き、毛筆宛名書き、植木選定、襖・障子張り、草刈等） 介護講習（訪問介護員2級、介護員要請等）



シルバー人材センターは、高齢者とご家庭・企業のお仕事の橋渡しをいたします。



襖・障子張り
【佐倉市SC】



農作業ヘルパー
【横芝光町SC】



警備業技能講習
【千葉市SC】

お問合せ先
 (社)千葉県シルバー人材センター連合会
 TEL 043 - 227 - 5112
 ホームページ <http://www.sjc.ne.jp/chibaren/>

INDEX

TOPICS	2	INFORMATION	10
千葉県労働相談センター	6	子育てお母さん	
講座・検定案内	8	再就職支援センター	12

No.507

9

sep 2006

男女雇用機会均等法が変わります！ ～平成19年4月1日スタート～

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

主な改正のポイント

男女雇用機会均等法

1 性別による差別禁止の範囲の拡大

- (1) 男性に対する差別も禁止されます
女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになります
- (2) 禁止される差別が追加、明確化されます
 - ・ 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます
 - ・ 配置については、同じ役職や部門への配置であっても権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます
- (3) 間接差別が禁止されます
外見上は性中立的な要件でも、省令で定める一定の要件については、業務遂行上の必要などの合理性がない場合には間接差別として禁止されます
省令は今後定められますが以下のような内容が想定されます
募集・採用にあたり、一定の身長、体重又は体力を要件とすること
コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用にあたり、全国転勤を要件とすること
昇進にあたり転勤経験を要件とすること

2 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

- (1) 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます
省令、不利益取扱いの具体的内容については今後定められますが以下のような内容が想定されます
省令の内容 労働基準法の母性保護措置や均等法の母性健康管理措置を受けたことなど

不利益取扱い 退職勧奨、雇止め、パートへの変更など

- (2) 妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります

3 セクシュアルハラスメント対策

職場でのセクシュアルハラスメント対策については、これまでも配慮が求められてきたところですが、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります

対策が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

*この規定は派遣先の事業主にも適用されます

4 母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置(時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等)を講じることが義務となっています

こうした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

施行期日

平成19年4月1日

改正均等法に基づく省令や指針は今後定められます(わかり次第お知らせします)

改正男女雇用機会均等法に関するお問い合わせ、資料のご希望は

千葉労働局雇用均等室

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

TEL 043-221-2307

FAX 043-221-2308 へ

育児・介護雇用安定等助成金

事業所内託児施設設置・運営コース

労働者のための託児施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

	助成率等	助成限度額	
設置費	2分の1	2,300万円	
増築費		増築	1,150万円 5人以上の定員増を伴う増築、 体調不調児のための安静室等の整備
		建替え	2,300万円（5人以上の定員増を伴う建替え）
運営費 （運営開始後5年間）		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円
	深夜延長型	規模に応じ 最高 1014万6千円	
	体調不調児 対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 + 165万円	
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円	

ベビーシッター費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを必要とする際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率	中小企業	2分の1	年間限度額は企業規模にかかわらず、1人当たり30万円 かつ1事業所当たり360万円です。 また、支給は1事業所当たり5年間を限度とします。
	大企業	3分の1	

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成をします。

支給額 （1事業主につき）	中小企業	40万円[30万円]
	大企業	30万円[20万円]

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

- (1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合
- (2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

最初に要件を満たした育児休業取得者（対象労働者）が生じた場合	中小企業	50万円 [40万円]	対象労働者が生じた場合 平成12年4月1日以降対象労働者が 生じた日の翌日以降3年間、1事業 所当たり1年度20人まで	中小企業	15万円
	大企業	40万円 [30万円]		大企業	10万円
2人目以降の対象労働者が生じた場合 最初に対象労働者が生じた日の翌日 から3年間、と合わせて1事業所 当たり1年度20人まで	中小企業	15万円		[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合の金額です。	
	大企業	10万円			

お問い合わせ先

(財)21世紀職業財団千葉事務所 電話 043-225-2295
千葉市中央区中央3-3-1 第一生命ビルディング6F

平成18年春季賃上げ要求・妥結状況

(平成18年6月30日現在の最終集計結果)

千葉県商工労働部雇用労働課

電話 043 - 223 - 2741 FAX 043 - 221 - 1180

本調査は、県内の労働組合のある民間企業400社の労使を対象に実施し、6月30日現在で妥結額の回答のあった175社についてとりまとめたところ、平均妥結額は4,346円、平均妥結賃上げ率は1.57%となり、前年(4,044円, 1.49%)と比べ、それぞれ302円、0.08ポイント上回り、4年連続して前年を上回る結果となりました。

1. 要求状況

全産業計の平均要求額は6,446円、平均要求賃上げ率は2.33%となり、前年と比べ、それぞれ723円、0.23ポイント上回っている。

(1) 産業別状況

平均要求額では、「情報通信業(15,000円)」、「卸売・小売業(13,665円)」、「鉱業(8,181円)」が高く、逆に「建設業(3,306円)」が低くなっている。

平均要求賃上げ率では、「卸売・小売業(5.19%)」、「情報通信業(4.77%)」、「鉱業(2.89%)」が高く、逆に「建設業(1.05%)」が低くなっている。

(2) 企業規模別状況

平均要求額では300人未満規模(6,733円)が最も高く、次いで1,000人以上規模(6,350円)、300人~999人規模(5,699円)の順となっている。

平均要求賃上げ率では300人未満規模(2.55%)、1,000人以上規模(2.04%)、300人~999人規模(2.03%)の順となっている。

2. 妥結状況

全産業計の平均妥結額は4,346円、平均妥結賃上げ率は1.57%となり、前年と比べ、それぞれ302円、0.08ポイント上回っている。

(1) 産業別状況

平均妥結額では、「卸売・小売業(12,377円)」、「情報通信業(6,665円)」、「鉱業(6,584円)」が高く、逆に「医療、福祉、教育、学習支援業(2,260円)」が低くなっている。

平均妥結賃上げ率は、「卸売・小売業(4.70%)」、「鉱業(2.33%)」、「電気・ガス・熱供給・水道業(2.20%)」が高く、逆に「医療、福祉、教育、学習支援業(0.84%)」が低くなっている。

「製造業」については、平均妥結額が4,285円、平均妥結賃上げ率が1.53%となっている。

前年と比較すると、集計産業10産業のうち、平均妥結額では6産業(主なものとして「卸売・小売業」9,092円)が、平均妥結賃上げ率では5産業(主なものとして「卸売・小売業」3.49ポイント)が前年を上回っている。

(2) 企業規模別状況

平均妥結額では1,000人以上規模(5,018円)が最も高く、次いで300人未満規模(4,234円)、300人~999人規模(4,039円)の順となっている。

平均妥結賃上げ率では、1,000人以上規模(1.61%)が最も高く、次いで300人未満規模(1.60%)、300人~999人規模(1.44%)の順となっている。

春季賃上げ状況の推移

区分 年	平均賃金 (円)	平均要求額 (円)	平均妥結額 (円)	平均賃上率 %
平成元年	222,433	16,782	10,688	4.81
平成2年	230,581	20,010	13,031	5.65
平成3年	239,398	20,934	13,167	5.50
平成4年	247,656	20,773	12,103	4.89
平成5年	254,997	18,939	9,466	3.71
平成6年	261,917	14,824	7,436	2.84
平成7年	267,679	13,442	6,808	2.54
平成8年	268,209	12,543	6,576	2.45
平成9年	269,075	12,760	6,613	2.46
平成10年	273,934	12,410	5,943	2.17
平成11年	276,272	9,396	4,974	1.80
平成12年	277,323	8,036	4,420	1.59
平成13年	277,239	8,261	4,561	1.65
平成14年	277,734	6,184	3,580	1.29
平成15年	276,134	5,887	3,629	1.31
平成16年	276,948	5,379	3,776	1.36
平成17年	272,205	5,723	4,044	1.49
平成18年	276,634	6,446	4,346	1.57



平成18年 春季賃上げ要求・妥結状況調査最終結果

(産業別・単純平均)

産業分類	企業数 (社)	平均年齢 (歳)	平均賃金 (円)	要求状況		妥結状況		前年最終妥結状況	
				平均要求額 (円)	賃上げ率 (%)	平均妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	平均妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
合計	175	40.9	276,634	6,446	2.33%	4,346	1.57%	4,044	1.49%
製造業計	123	40.4	280,069	6,290	2.25%	4,285	1.53%	4,516	1.62%
食料品・たばこ	19	39.8	278,870	6,189	2.22%	5,039	1.81%	4,660	1.72%
繊維、衣服	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木材、家具・装備品	X	41.6	276,039	6,980	2.53%	3,652	1.32%	3,696	1.35%
パルプ・紙・紙加工品	4	39.4	273,525	5,625	2.06%	3,850	1.41%	3,633	1.39%
印刷・同関連	-	-	-	-	-	-	-	2,000	0.62%
化学	16	39.2	304,268	6,296	2.07%	5,384	1.77%	5,040	1.62%
石油・石炭製品	-	-	-	-	-	-	-	6,082	2.16%
プラスチック製品	4	38.4	261,739	5,225	2.00%	3,806	1.45%	3,262	1.37%
ゴム、皮革製品	X	37.7	256,097	6,449	2.52%	3,255	1.27%	2,845	1.18%
窯業・土石製品	12	42.5	275,864	9,795	3.55%	3,853	1.40%	5,448	1.94%
鉄鋼	15	41.4	271,350	5,606	2.07%	3,519	1.30%	4,323	1.55%
非鉄金属	4	39.1	241,607	6,025	2.49%	4,403	1.82%	4,348	1.62%
金属製品	17	39.8	276,931	6,470	2.34%	4,907	1.77%	4,556	1.70%
一般機械器具	11	40.6	291,687	5,459	1.87%	3,893	1.33%	4,492	1.58%
電気機械器具	6	39.8	285,684	3,432	1.20%	1,381	0.48%	3,843	1.43%
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子部品・デバイス製造業	X	38.4	342,000	5,800	1.70%	5,800	1.70%	-	-
輸送用機械器具	4	44.5	294,153	5,151	1.75%	3,874	1.32%	5,253	1.72%
精密機械器具	4	41.2	262,004	7,233	2.76%	5,354	2.04%	4,480	1.49%
その他の製造	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	X	36.9	283,096	8,181	2.89%	6,584	2.33%	6,362	2.20%
建設業	5	41.0	314,004	3,306	1.05%	3,246	1.03%	4,275	1.47%
電気・ガス・熱供給・水道業	X	33.8	205,266	4,512	2.20%	4,512	2.20%	3,020	1.20%
情報通信業	X	42.0	314,600	15,000	4.77%	6,665	2.12	-	-
運輸業	20	45.1	233,663	6,044	2.59%	2,332	1.00%	2,484	1.06%
卸売・小売業	6	39.0	263,488	13,665	5.19%	12,377	4.70%	3,285	1.21%
金融・保険業、不動産業	X	35.8	304,180	4,348	1.43%	4,348	1.43%	4,344	1.74%
飲食店、宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉、教育、学習支援業	6	45.3	270,340	5,510	2.04%	2,260	0.84%	2,054	0.74%
複合サービス業、サービス業	8	40.4	317,355	6,139	1.93%	5,401	1.70%	3,287	1.22%

(注) 集計件数が少ない場合、件数をXとした。

(規模別・単純平均)

企業規模	企業数 (社)	平均年齢 (歳)	平均賃金 (円)	要求状況		妥結状況		前年最終妥結状況	
				平均要求額 (円)	賃上げ率 (%)	平均妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	平均妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
全体	175	40.9	276,634	6,446	2.33	4,346	1.57	4,044	1.49
300人未満	105	41.4	263,872	6,733	2.55	4,234	1.60	3,788	1.44
300人～999人	36	39.9	280,834	5,699	2.03	4,039	1.44	4,277	1.55
1,000人以上	34	40.3	311,601	6,350	2.04	5,018	1.61	4,620	1.55

労働相談は、「千葉県労働相談センター」へ

「千葉県労働相談センター」では、
賃金不払いや解雇
セクハラ
労働時間・休日・休暇
配置転換・出向
労働条件の不利益変更
メンタルヘルスや健康管理

など、雇用に伴うトラブル等の労働問題全般について、
問題解決に向けた具体的なアドバイスを無料で行っています。

秘密は厳守されますので、労働問題でお悩みの労働者、
使用者をはじめ、県民の皆様、是非ご活用下さい。

秘密厳守

Q. 最近の活動実績を教えてください。

A. 相談者数、相談件数、相談内容について

- (1) 17年度の相談者数は、労働者1,664名（正社員915、非正社員749）使用者62名、計1,726名でした。16年度は、労働者1,652名（正社員958、非正社員694）使用者85名、計1,737名で、僅かながら減少しました。
- (2) 相談件数は、17年度が2,284件、16年度が2,403件で、対前年度比95.0%でした。
- (3) 17年度の相談内容別ランキングは・・・
1位 賃金不払いや長時間労働、解雇など「労働条件に関すること」1,611件（全体の70.5%）
2位「その他の問題に関すること」211件
3位「労働福祉に関すること」201件
労働条件関連の内訳は・・・
1位「賃金：476件」 2位「解雇・退職勧奨：416件」 3位「労働時間・休日・休暇：252件」
4位「退職・退職金：248件」と続いています。
その他の問題についての内訳は「職場の人間関係：78件」、労働福祉関連の内訳は「労働保険：168件」
相談内容の構成は、17年度も16年度とほぼ同じです。
なお、全体の相談件数が減少した中で、「職場の人間関係」に関する相談が増加しており、気にかかります。

Q. 千葉県労働相談センターの特色はなんですか？

A. 労働問題の解決に向けて

- (1) 専門の相談員が、平日は午前9時から午後5時まで電話又は面接により、午後5時から午後8時までは電話により、相談に応じています。
- (2) 民事関係の相談には、労働問題に精通した弁護士が面接により相談に応じています。
（原則、毎月第1・2・4金曜日の午後1時から午後4時です。*要予約）
- (3) 相談の内容に応じて、労働審判制度や労働局総合労働相談コーナー、千葉県労働委員会のあっせん制度、簡易又は地方裁判所の調停・訴訟制度などの情報を幅広く提供します。
- (4) 非正規労働者(派遣、契約、パート・アルバイト等)の処遇や高齢者の雇用安定、仕事と家庭の両立、うつ・過労死、メンタルヘルス、労災補償などの労働関係法の諸問題にも幅広くアドバイスを行っています。

相談・問い合わせ先

千葉県労働相談センター（県庁本庁舎2階）
千葉市中央区市場町1-1
電話：043-223-2744



千葉県労働委員会だより

今月は、労働委員会の主な仕事のうち、『不当労働行為の救済申立て』について紹介します。

Q. 不当労働行為とはなに？

A. 労働者が団結して労働組合をつくり、団体交渉、争議行為その他の組合活動をする事は、労働者の権利として憲法で保障されています。

これらの労働者の権利を具体的に保護するため、労働組合法は、使用者による一定の行為を不当労働行為として禁止しています。

Q. 不当労働行為として禁止されている行為とは？

A. 労働組合法第7条により、使用者は、労働者や労働組合に対し、下記のような行為をしてはならないとされています。

不利益取扱い

- イ 労働者が、
 - ・ 労働組合の組合員であること
 - ・ 労働組合に加入しようとしたこと
 - ・ 労働組合を結成しようとしたこと
 - ・ 労働組合の正当な行為をしたこと
 を理由に、労働者を解雇したり、その他の不利益な取扱いをすること。
- ロ 労働者が、労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを雇用条件とすること（いわゆる黄犬契約）。

団体交渉の拒否

使用者が、雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを、正当な理由なく拒むこと。
使用者が形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと（不誠実団交）も、これに含まれます。

支配介入

- イ 労働者による労働組合の結成や運営に支配介入し、これを妨害したりすること。
- ロ 労働組合の運営のための経費の支払いにつき、組合の自主性を損なうような経理上の援助を与えること。

報復的不利益取扱い

労働者が、労働委員会に不当労働行為の申立てをしたこと、あるいは、労働委員会において不当労働行為の調査・審問や労働争議の調整をする場合に、労働者が、証拠の提示を行ったことや発言を行ったことを理由として、労働者を解雇し、その他の不利益な取扱いをすること。

Q. 不当労働行為が行われた時はどうすればいいの？

A. 不当労働行為を受けた労働者や労働組合は、労働委員会に救済を申し立てることができます。

ただし、救済申立ては、不当労働行為があった日から1年以内にしなければなりません。

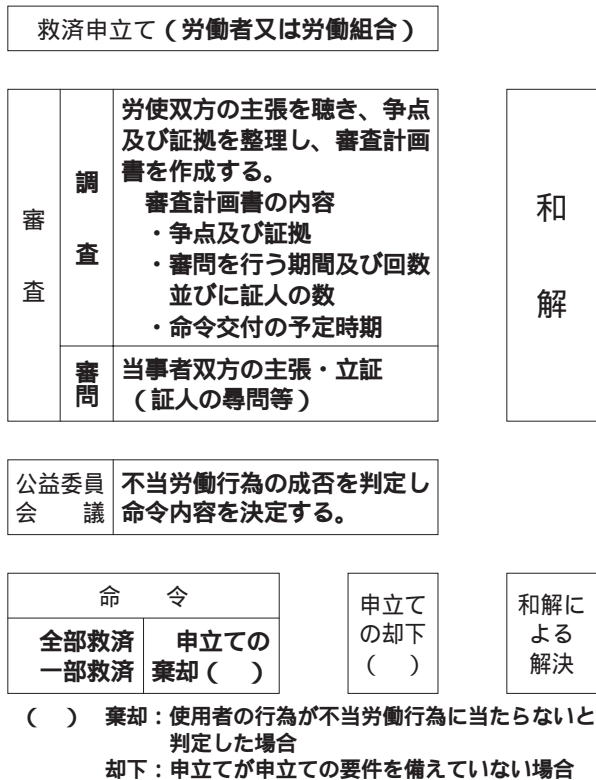
Q. 申立て後はどうなるの？

A. 労働委員会は申立てがあると審査を行い、労使双方の主張を聞きま。不当労働行為があったと判断した場合には、使用者に対して、原職復帰、組合運営への介入禁止等を命令し、労働組合や労働者を救済します。

当委員会では、救済申立てから事件の終結までの期間の目標を1年6月以内と定めています。

なお、労働組合が救済申立てを行う場合には、同時に、労働組合の資格審査の申請を行う必要があります。

不当労働行為事件の審査の具体的な進め方は、次のとおりです。



Q. 和解とは？

A. 調査や審問の過程で、労使間の話し合いによる解決の機運が生じた場合には、審査委員は参与委員の協力を得ながら、労使双方に和解を勧めます。その結果、労使双方が合意に達した場合には、和解が成立し、事件は解決します。

問い合わせ先

千葉県労働委員会事務局

〒260-0001 千葉市中央区都町1-1-20

☎ 043(231)2132

ホームページアドレス

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html>

ちば仕事プラザ各種講座 10・11月

ちば仕事プラザ(テクノピラミッド)は、千葉県の委託を受け、勤労者、求職者の方々をはじめ広く県民の皆様に多様な学習機会を提供しております。

テクノアカデミー講座(能力開発総合大学講座)

【申込方法】電話・FAX・Eメールでお申し込み下さい。

- ・学部入学.....受講料 30,000円(15講座:ビジネス学部・人材開発学部)
- ・4講座受講.....受講料 10,000円(4講座をまとめて申し込む場合)
- ・単独講座.....受講料 3,000円(1講座ごとに申し込む場合)

10・11月の講座

講座名 できる”チームを作るマネージャーのEQ活用方法 (人材開発学部)	講座名 “魔法の王国”ディズニーテーマパークの歩み (ビジネス学部)
日時 10/5(木)13:30~16:30	日時 10/6(金)13:30~16:30
講座名 ファシリテーター入門 ~組織を活性化し自発性を引き出す~(人材開発学部)	講座名 成長する企業の3つの原理・原則(ビジネス学部)
日時 10/19(木)13:30~16:30	日時 10/20(金)13:30~16:30
講座名 「気配」のサービス~感動のコミュニケーション術~ (人材開発学部)	講座名 2007年暗黙知時代に選ばれる、ビジネスにつきを呼ぶ 7つの言葉(ビジネス学部)
日時 11/9(木)13:30~16:30	日時 11/10(金)13:30~16:30
講座名 経営に活かせる計数感覚とは?(ビジネス学部)	講座名 ビジネスプレゼンテーション講座~ビジネスシーンで すぐに役立つ3時間~(人材開発学部)
日時 11/24(金)13:30~16:30	日時 11/30(木)13:30~16:30

能力開発講座 【申込方法】電話でお申し込み下さい。(随時受付・先着順) 仕事に生きる実務能力養成講座

講座名 管理職クラスで活躍する人のランクアップ実践講座 ~現場力を高める管理職の「リーダーシップ実践法」~	講座名 上手なコーチングスキル獲得講座
日時・定員・受講料 10/15(日)9:30~16:30 30名 8,000円	日時 11/25,26(土・日)10:00~16:00 定員・受講料 25名 11,000円
講座名 新規開拓力倍増講座	
日時・定員 受講料 10/22(日)10:00~17:00 30名 8,000円	
講座名 暮らしを彩るフラワーデザイン講座	
日時 10/26 11/2,16 12/7,21 2/1,22 3/1,8,15(木)10:00~12:00 定員・受講料 25名 15,000円(花材費1回:3,000円)	
各種技能、資格取得対策講座	
講座名 インテリアコーディネーター受験対策講座<2次対策コース>	
日時 10/28 11/4,11,18,25(土)10:00~16:00 定員・受講料 24名 27,000円	

パソコン講座

講座名 ワード基礎講座3	講座名 アクセス基礎講座2
日時 10/3,4,5,6(火・水・木・金)10:00~16:00 定員・受講料 15名 19,600円	日時 10/17,18,19(火・水・木)10:00~16:00 定員・受講料 15名 19,600円
講座名 エクセル基礎講座3	講座名 ワードテクニク習得講座
日時 10/31 11/1,2(火・水・木)10:00~16:00 定員・受講料 15名 15,600円	日時 11/5,11,12(日・土・日)10:00~16:00 定員・受講料 15名 15,600円
講座名 ワードマスター講座	講座名 ホームページ作成基礎講座3
日時 11/14,15,21,22,28,29(火・水)10:00~16:00 定員・受講料 15名 27,200円	日時 11/19,26 12/3(日)10:00~16:00 定員・受講料 15名 19,600円

§ 企業等受託講座【申込方法】電話でお申し込み下さい。

§ 企業やあなたのニーズに応える講座をコーディネートします。

従業員の職業能力の開発・向上をお考えの事業主・団体の方々が必要としている各種教育訓練を、ご相談のうえ企画し実施します。個々の業種・業務形態に応じ「必要な時」「必要なテーマ」での研修訓練がすすめられ、従業員の自己啓発や職場の活性化にもつながります。

【会場・お問い合わせ・資料請求】

ちば仕事プラザ 〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10 TEL 043(274)7771 FAX 043(274)7775
HP <http://www.techpyra.jp/> Eメール FJP40347@nifty.com 休館日 月曜・祝日

交通のご案内・JR総武線・京成電鉄「幕張本郷駅」からバス利用の場合6番乗り場 京成バス学園循環(市町村アカデミー経由)で約10分
「市町村アカデミー」下車徒歩3分・JR総武線「幕張駅」から徒歩25分・JR京葉線「海浜幕張駅」から徒歩25分・京成電鉄「幕張駅」から徒歩20分

駐車場 70台収容可能(無料)

あなたも技能検定で自分の腕（技能）の評価を！

～ 平成18年度後期技能検定のお知らせ ～

技能検定は、皆さんが持っている技能を厚生労働省の定める一定の基準により検定し、その技能を公証する国家検定制度です。

この検定制度は、「技能」に対する社会的な評価を高め、主に技能労働者の技能とその地位の向上を図ることを目的として法律（職業能力開発促進法）に基づき前期・後期に分かれ毎年実施されます。

昭和34年に5職種の検定試験が実施されて以来、現在137職種が実施されるに至り、全国200万人以上の合格者（技能士）が誕生し、「確かな技能の証」をもって各職場で活躍されています。

誇りある「技能士」としてより充実した仕事をするために、あなたも技能検定試験を受けましょう。

実施予定職種



- | | |
|--------------|--|
| 特 級 | 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造 |
| 1・2 級 | 金型製作、工場板金、めっき、ロープ加工、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、和裁、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、塗装 |
| 3 級 | 機械検査、電気機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図 |
| 単一等級 | 電子回路接続、枠組壁建築、エーエルシーパネル施工、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工 |

- | | |
|---------|---|
| 検定の等級区分 | 特級、単一等級、一級、二級、三級 |
| 受付期間 | 平成18年9月25日（月）～10月6日（金） |
| 試験の時期 | 実技試験：平成18年11月24日（金）～
学科試験：平成19年1月28日（日）～ |

試験職種により異なります。

- | | |
|--------|--|
| 問い合わせ先 | 千葉県職業能力開発協会 技能検定課
〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10
TEL 043(296)1150 |
|--------|--|



千葉県で実施する職種、受検申請書、受検資格、受検手数料など技能検定についての詳細は、お気軽にお問い合わせください。

厚生労働省委託事業

求人情報提供サイト「千葉しごとネット」 <http://www.kejchiba.com>

事業主のみなさまへ

求職者の中でインターネットを利用した求職活動が盛んになっています。「千葉しごとネット」が誕生して5年目になりますが、年々求職者からのアクセス数が伸びています。

貴社の求人「千葉しごとネット」をぜひご利用ください。求人登録の手順は上記のURLで「千葉しごとネット」を開き「働き手をお探しの方」をクリック。企業登録を済ませてから求人情報を登録、求人情報が公開されます。

登録手順を説明したパンフレットをご希望のかたはFAXでお送りしますので、**地域求職活動援助事業推進室**までご請求ください。

電話でもご案内いたします。電話 043-247-4070

運 営 社団法人千葉県経営者協会
地域求職活動援助事業推進室
千葉市中央区千葉港4-3
TEL 043-247-4070

千葉しごとネットの特徴は

インターネットに接続したパソコンから24時間求人募集の登録ができます。

求人募集の登録はすべて無料です。

求人情報の公開期間は60日。期間の延長もできます。求職者も24時間求人情報を検索しています。そして応募者から直接、面接希望の連絡が入ります。応募方法は貴社が指定します。

公開中の求人情報も募集条件など内容の変更が可能です。企業合同面接会の開催・参加募集のご案内も掲載いたします。

求職者のみなさまへ

あなたの適職探しをお手伝いします！

「千葉しごとネット」には、県内企業の求人情報が満載。自宅のパソコンから24時間求人検索ができ、サイトで検索した希望事業主へ直接電話やメールで面接の申込みや問い合わせができます。キャリア・コンサルタントによる就職相談室(松戸市)のご案内や企業合同面接会の開催もお知らせしています。

平成18年度千葉県高年齢者雇用支援フェスタ

日時 10月17日(火) 13時30分～15時30分

会場 ホテルポートプラザちば 2階 ロイヤルの間(千葉市中央区千葉港8-5)

内容 ・高年齢者雇用開発コンテスト表彰

・記念講演「歴史に学ぶ経営術～高年齢者の活用～」 講師：作家 童門冬二氏

定員 200人(入場無料)

申込方法など詳しくはお問い合わせください。

お問合せ先：千葉県雇用開発協会 043-225-7931



平成18年事業所・企業統計調査 御協力をお願い

平成18年10月1日に全国すべての事業所及び企業を対象として「平成18年事業所・企業統計調査」が実施されます。

事業所は、物やサービスの生産活動が行われる基本単位です。産業活動の母体となる事業所を漏れなく把握して調査することにより、我が国の産業構造や事業活動の実態を明らかにするための基本的な統計調査です。

9月下旬から各事業所へ千葉県知事が任命した調査員が「調査員証」を携行して調査票の配布・回収にお伺いします。どうぞ御協力をお願いします。

詳細については下記のホームページを御覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/outline/statistics/index-j.html>

<お問い合わせ先> 千葉県総合企画部統計課 統計調査室 経済担当グループ

TEL 043-223-2230・2231

E-mail tkkezai@mz.pref.chiba.lg.jp

あなたの『働きたい』を応援します 生涯現役サポートセンターを開設しました。

団塊の世代の退職後の就業意識等調査

平成19年（2007年）からはじまるいわゆる「団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）」の大量退職や、少子高齢化の急速な進展に伴う労働力人口の減少等による経済への影響が懸念される中、経済社会の活力を維持・向上させるための手段として、豊富な知識・経験や高い技術力を持つ高齢者の活用に期待が寄せられています。

県では昨年度、団塊の世代の就業意識や企業側の労働力ニーズ等を把握し、シニア世代の多様な働き方に対応した人材活用策や就業支援等のあり方を検討することを目的にした調査を実施いたしました。

調査結果では、定年退職後も生きがいや社会参加を求め、ライフスタイルに合わせた多様な働き方を希望する方が8割いました。

また、雇用する企業側でも人材不足感が強まってきており、シニア世代の人材活用ノウハウが確立されていないこともわかりました。

県では、この調査結果をもとに、シニアの方々にはカウンセリングや研修・セミナーにより多様な働き方を提示し、企業側には高齢者の人材活用のための情報発信を行うため、ちば仕事プラザ内に「生涯現役サポートセンター」を7月25日に開設しました。

相談の予約受付

受付時間 9時から16時（火曜日～土曜日）
電話 043-273-4510
場所 千葉市美浜区幕張西4-1-10
ちば仕事プラザ内

キャリアコンサルタントによるシニア世代向けの相談

キャリアコンサルタントの個別相談により、シニア世代の一人ひとりの知識・技能・経験を活かした多様な働き方を支援します。

「資格がないから。」などとあきらめていませんか？

あなたのキャリアをもう1回見直せば、きっと自分なりにアピールできる経験があるはずです。

また、会社へ就業するのみでなく、創業や観光・福祉・就農など、新しい分野へのチャレンジも支援します。

再就職に役立つ様々な講座・セミナー・職業訓練をご紹介します。

企業向けにはシニア世代の人材活用相談、 各種情報提供

シニア世代の人材活用の好事例などをご紹介することにより、企業側に対して人材活用のノウハウなどの情報を提供します。



団塊の世代の退職後の就業意識等調査

(http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_rousei/tyogi/dsts.html)



生涯現役サポートセンター

(http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_rousei/sgsc/index.html)

見つけないか？ 「私の働き方」

相談無料 予約制

子育てお母さん 2006年7月25日
再就職支援センター **OPEN**

キャリアコンサルタントが
あなたの再就職をサポートします！



○マザーズハローワークちば 8/1
幕張ランチ **OPEN**

センターには、マザーズハローワークが併設され、ハローワーク求人情報自己検索システムの求人情報も検索できます。職業相談・紹介を行います。

○各種セミナー、職業訓練の実施

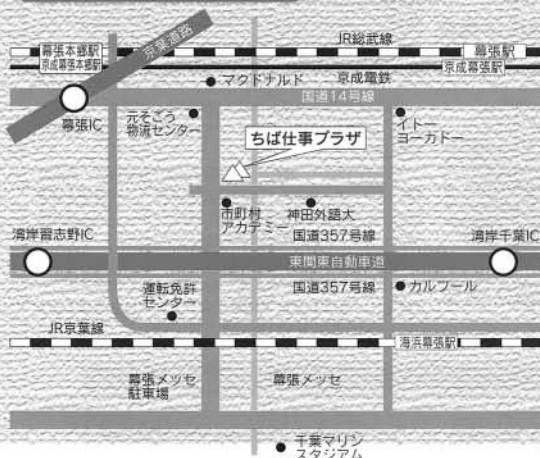
就職に役立つ各種セミナーや職業訓練等について、さまざまなプログラムを実施します。

併設されている千葉県テクノピラミッドの各種講座（資格取得対策講座やパソコン講座等；有料）を活用し、あなたのキャリアアップを支援します。

○その他各種情報提供

保育情報等、就職に関する不安を解消するための、さまざまな情報を提供します。

ちば仕事プラザ 案内図



◎交通のご案内
JR総武線・京成電鉄「幕張本郷駅」からバスに乗車（バス）6番乗場、学園循環で10分「市町村アカデミー」で下車し、徒歩3分

お問い合わせ先

ちば仕事プラザ **子育てお母さん再就職支援センター**

TEL.043-273-4510

<http://www.techpyra.jp/>

開所時間：火曜日～土曜日 9時～17時
(相談予約受付：9時～16時) 日・月曜日、祝日、年末年始は休館

〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10 ☎70台

◎バス時刻表(幕張本郷駅発)
8:30(土) 8:40(平日) 9:00 9:30 10:10(平日)
10:20(土) 10:40(平日) 11:10 12:10 12:40(平日)
13:10 14:10 15:10 16:00